

柏原市木材利用基本方針

令和3年1月

第1 (趣旨)

森林は、水資源の涵養、土砂災害の防止、林産物の供給等の公益的な機能を通じて、市民生活を営むうえで重要な役割を担っている。これら森林の有する機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程から発生する木材を有効に利用することはとても重要である。木材の利用を促進することにより、温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止にも貢献することが期待される。

この方針は、市が整備する公共建築物等において木材の利用の促進を図るため、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第9条第1項の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2 (用語の定義)

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

第3 (公共建築物等における木材利用の目標)

公共建築物・公共土木工事における木材利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 低層の公共建築物は木造化に努め、木造化が困難な場合については、低層・高層に関わらず、可能な範囲で木質化に努める。
 - (2) 公共土木工事において、工事資材等により木材の使用が可能な場合は、積極的な使用に努める。
- 2 次に掲げる場合、前項は適用しない。
- (1) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合

- (2) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化又は木質化が困難と認められる場合

第4 (その他公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項)

(1) 公共建築物等の整備において考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備や公共土木工事に当たっては、設置目的や建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

(2) 木材の利用の推進体制

市は、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用の促進に取り組めるよう努める。